

第六十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和四十五年十一月二十四日)(火曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 菅 太郎君	理事 小澤 太郎君	理事 大西 正男君
理事 堀川正十郎君	理事 砂田 重民君	
理事 古屋 亨君	理事 山口 鶴男君	
理事 斎藤 実君	理事 岡沢 完治君	
理事 岡崎 英城君	理事 龜山 孝一君	
理事 高島 修君	理事 中島 茂喜君	
理事 中村 弘海君	理事 中山 正暉君	
理事 永山 忠則君	理事 野呂 恭一君	
理事 安田 貴六君	理事 山崎平八郎君	
理事 豊 永光君	理事 綿貫 民輔君	
理事 井岡 大治君	理事 阪上安太郎君	
理事 土井たか子君	理事 華山 親義君	
理事 山本弥之助君	理事 桑名 義治君	
理事 和田 一郎君	理事 門司 亮君	
理事 林 百郎君		

昭和四十五年十二月三日(木曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 堀川正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 小澤 新次君

理事 龜山 孝一君

理事 高島 修君

理事 中村 弘海君

理事 山崎平八郎君

理事 綿貫 民輔君

理事 土井たか子君

桑名 義治君

理事 大西 正男君

理事 砂田 重民君

理事 山口 鶴男君

理事 岡沢 完治君

理事 國場 幸昌君

理事 中山 正暉君

理事 安田 貴六君

理事 豊 永光君

理事 井岡 大治君

理事 山本弥之助君

和田 一郎君

門司 亮君 林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 秋田 大助君

國務 大臣 (国家公安委員 荒木萬壽夫君)

出席政府委員

警察庁長官官房 長 富田 朝彦君

警察庁交通局長 片岡 誠君

自治省財政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

十一月二十四日

辞任 中山 正暉君

補欠選任 國場 幸昌君

齋藤 実君

小澤 新次君

同日二十八日

辞任 中島 茂喜君

補欠選任 中山 正暉君

十二月三日

理事齋藤実君十一月二十四日委員辞任につき、その補欠として小澤新次君が理事に当選した。

十一月二十七日

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第一二二号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

連合審査会開会に関する件

国政調査承認要求に関する件

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第一二二号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○菅委員長 これより会議を開きます。

議事に先立ち、御紹介をいたします。

先月沖繩で行なわれた選挙において当選されました自由民主党所属の國場幸昌君が議長に指名により本委員会の委員に選任されました。この際、御紹介を申し上げます。

〔國場委員起立〕

〔拍手〕

○菅委員長 理事の補欠選任についておはかりいたします。

十一月二十四日、理事齋藤実君の委員辞任に伴い、現在理事が一名欠員になっております。この際、その補欠選任を行なうのでありますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、委員長は理事に小澤新次君を指名いたします。

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○菅委員長 国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、本会期中、地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、

地方自治に関する事項

地方財政に関する事項

警察に関する事項

消防に関する事項

以上の各事項について国政に関する調査を行なうため、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○菅委員長 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律

(昭和四十五年度分の地方交付税の特例)

第一条 昭和四十五年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)附則第八項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に五百五十億円を加算した額とする。

2 昭和四十五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法附則第八項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する

額に五百五十億円を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。

3 昭和四十五年度分に限る、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一、七〇〇、〇〇〇円
二 土木費	道路橋りょう費		
(1) 経常経費	道路の面積	一平方メートルにつき	六〇五〇
(2) 投資的経費	道路の延長	メートルにつき	一、〇四〇〇〇
2 河川費			
(1) 経常経費	河川の延長	メートルにつき	一八四〇
(2) 投資的経費	河川の延長	メートルにつき	一四〇〇〇
3 港湾費			
(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	メートルにつき	五、三三〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長	メートルにつき	二、〇〇〇〇〇
4 その他の土木費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一二六〇〇
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	メートルにつき	一〇〇〇
	人口	一人につき	六四七〇〇
	海岸保全施設の延長	メートルにつき	四〇〇〇〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	七六〇、二四〇〇〇
	学校数	一校につき	一二三、〇〇〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	七三二、三三〇〇〇

道府県			
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	八八一〇〇
(2) 社会福祉費	人口	一人につき	三三五〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	五二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七二六〇〇
3 衛生費	人口	一人につき	七四〇〇
4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一四四、一〇〇〇〇
失業者数			
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一三、七七〇〇〇
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一〇、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	六二二〇〇
2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、六〇〇〇〇
(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、六〇〇〇〇
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	二二三、五六〇〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	九、八〇〇〇〇
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	一、八二〇〇〇
(2) 投資的経費	商工業の従業者数	一人につき	

三 教育費					
3 都市計画費	(1) 經常經費	都市計画区域における人口	一人につき		九三〇〇
	(2) 投資的經費	都市計画区域における人口	一人につき		二二〇〇〇
4 下水道費	(1) 經常經費	人口集中地区人口	一人につき		二五〇〇
	(2) 投資的經費	人口集中地区人口	一人につき		一六四〇〇
5 その他の土木費	(1) 經常經費	人口	一人につき		一四三〇〇
	(2) 投資的經費	人口	一人につき		八五〇〇
1 小学校費	(1) 經常經費	児童数	一人につき	五、九七〇〇	
		学級数	一学級につき	一三一、九〇〇〇	
		学校数	一校につき	一、二四〇、〇〇〇	
	(2) 投資的經費	学級数	一学級につき	八〇、〇〇〇〇	
2 中学校費	(1) 經常經費	生徒数	一人につき	四、五五〇〇	
		学級数	一学級につき	一五二、六〇〇〇	
		学校数	一校につき	一、三四五、〇〇〇	
	(2) 投資的經費	学級数	一学級につき	八〇、〇〇〇〇	
3 高等学校費	(1) 經常經費	教職員数	一人につき	一、二九六、九〇〇〇	
		生徒数	一人につき	九、五六〇〇	
	(2) 投資的經費	生徒数	一人につき	四、〇〇〇〇	
4 その他の教育費	(1) 經常經費	人口	一人につき	七九八〇〇	

市町村		市町村		市町村	
四 厚生労働費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	五〇〇〇	
	1 生活保護費	市部人口	一人につき	七六四〇〇	
	2 社会福祉費	人口	一人につき	三三四〇〇	
	(1) 經常経費	人口	一人につき	五二〇〇	
3 保健衛生費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三一〇〇	
	4 清掃費	人口	一人につき	七〇五〇〇	
	(1) 經常経費	人口	一人につき	八〇〇〇	
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一四四、一〇〇〇	
5 労働費	5 労働費	失業者数	一人につき	一四四、一〇〇〇	
	五 産業経済費				
	1 農業行政費	農家数	一戸につき	七、二〇〇〇	
	(1) 經常経費	農家数	一戸につき	三、〇〇〇〇	
2 商工行政費	(2) 投資的経費	農工業の従業者数	一人につき	六四二〇〇	
	3 その他の産業経済費				
	(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	四、一〇〇〇	
	(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、〇〇〇〇	
六 その他の行政費	1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一一一〇〇	
	2 戸籍費	本籍人口	一人につき	一一〇〇〇	
	3 住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	五二四〇〇	
	4 その他の諸費	人口	一人につき	一、八〇二〇〇	

(昭和四十六年度分の地方交付税の特例)
 第二条 昭和四十六年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、法附則第九項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から五百五十億円を減額した額とする。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 法附則第八項の規定により算定した昭和四十五年分として交付すべき地方交付税の総額が増加することとなつた場合において、その増加額の百分の九十四に相当する額が五百五十億円未満であるときは、第一条第一項及び第二項並びに第二条中「五百五十億円」とあるのは、「五百

百五十億円から法附則第八項の規定により算定した昭和四十五年分として交付すべき地方交付税が増加することとなつた場合におけるその増加額の百分の九十四に相当する額を控除した額」とし、その増加額の百分の九十四に相当する額が五百五十億円以上であるときは、これらの規定は、その増加することとなつた日にその効力を失うものとする。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第三三三号)の一部を次のように改正する。
 附則第十三項中「昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十四法律第

(2) 投資的経費	面積	人口	面積	人口
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられたため地方債に充てられたため地方債に充てられたため地方債に充てられたため	千円につき	五〇、〇〇〇〇	九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定事業費の財源に充てられたため地方債に充てられたため地方債に充てられたため地方債に充てられたため	千円につき	二五〇〇〇	
九 辺地対策事業費償還費	辺地対策事業費の財源に充てられたため地方債に充てられたため地方債に充てられたため地方債に充てられたため	千円につき	八〇〇〇〇	
十 特別事業債償還費	公共事業費等特定事業費の財源に充てられたため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一一〇〇	

七十七号)を「昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第号)」に改める。

附則第十四項中「昭和四十四年度」を「昭和四十五年度」に改める。

理由

地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与するため、昭和四十五年度に限り、地方交付税の総額に五百五十億円を加算するとともに、普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用等の特例を設け、あわせて、昭和四十六年度分の地方交付税の総額の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○秋田国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

国家公務員について給与改定が行なわれる場合、地方団体も同様に地方公務員の給与改定を行なう必要がある。このため本年度においては、行政経費の節約及び法人関係の税の増収を見込んで、なお地方交付税の交付団体において総額五百五十億円の財源不足が生じる見込みであります。

このような財源不足に対する措置として、交付税及び譲与税配付金特別会計において五百五十億円を借り入れて本年度の普通交付税の総額に加算し、これを地方団体に交付することにより、地方団体の給与改定財源を付与することとし、この借り入れについては、昭和四十六年度において全額償還することとしております。なお、今後年度内に地方交付税の増加がある場合は、所要の調整を行なうこととしております。

以上が昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あら

んことをお願い申し上げます。

○菅委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。質疑は後日に譲ります。

○菅委員長 次に、道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提出理由の説明を聴取いたします。荒木国務大臣。

道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条

「その他交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」に改める。

第二条

「その他交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」に改める。

第三条

「その他交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」に改める。

第四条

「その他交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」に改める。

第五条

「その他交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」に改める。

第六条

「その他交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」に改める。

より、道路標識等を設置して行なわなければならない。

第四十二条中「その他交通安全を図る」を「その他交通安全を図り、若しくは交通公害の防止を図る」に改める。

第百十條の次に次の一條を加える。

第百十條

「交通公害に係る交通の規制の手段」(昭和四十二年法律第九十七号)第二十一條第一項若しくは第二十三條第四項又は騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十七條第一項の要請があつた場合その他交通公害が発生したことを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該交通公害の防止に關し第四條第一項、第七條第一項、第二十二條第二項又は第四十二條の規定によりその権限に屬する事務を行なうものとする。この場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に關する資料を提供を求めることができる。

2 公安委員会

公安委員会は、交通公害の防止を図るため第七條第一項の規定により自動車の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、その禁止又は制限を行なうことにより、広域にわたる道路における交通に著しい影響が及ぶおそれがあるときは、都道府県知事及び関係地方行政機関の長その他政令で定める者の意見をきかなければならない。

限 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

最近における道路の交通に起因する人の健康又は生活環境に係る被害の実情にかんがみ、その防止を図るための交通の規制について規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

由である。

○荒木国務大臣 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路の交通に起因する人の健康または生活環境にかかる被害の実情にかんがみ、その防止をはかるため交通の規制を行なうことができるように規定を整備することとその内容としております。

以下、その概要を御説明いたします。

その一は、道路交通法の目的に「道路の交通に起因する障害の防止に資すること」を加えたことであります。

その二は、交通公害の定義規定を設け、道路の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動のうち総理府令・厚生省令で定めるものによつて、人の健康または生活環境にかかる被害が生ずることを交通公害の意義として規定することであり。

その三は、交通公害の防止をはかるための交通の規制の権限及び手段に關する規定の整備であります。すなわち、交通公害の防止をはかるため、信号機の設置及び管理、通行の禁止及び制限、徐行すべき場所の指定等の交通の規制を行なうことができることとするともに、交通公害の防止をはかるためやむを得ないときは、警察官の現場における指示により通行の禁止及び制限等の交通の規制を行なうことができることとすることであり。

その四は、交通公害の防止をはかるための交通の規制の手段に關する規定の整備であります。すなわち、都道府県公安委員会は、交通公害の防止をはかるため交通の規制を行なう場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、交通公害に關する資料の提供を求めることができることとし、また、自動車の通行を禁止し、または制限しようとする場合において、その禁止または制限を行なう

ことにより、広域にわたり道路における交通に著しい影響が及ぶおそれがあるときは、都道府県知事及び関係地方行政機関の長等の意見を聞かなければならないこととするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○菅委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

産業公害対策特別委員会に付託を予定されております内閣提出にかかる公害対策基本法の一部を改正する法律案及び細谷治嘉君外七名提出にかかる環境保全基本法、並びにすでに同委員会に付託されております内閣提出にかかる騒音規制法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、産業公害対策特別委員会に連合審査会の開会を申し入れることとし、また同委員会から、ただいま提案理由の説明を聴取いたしました道路交通法の一部を改正する法律案について連合審査会開会の申し入れがありましたならば、これを受諾することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長長間において協議の上決定いたしますが、明四日午後二時から開会の予定でありますから、御了承ください。

次に、おはかりいたします。

道路交通法の一部を改正する法律案について、交通安全対策特別委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたならば、これを受諾すること

といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、ただいま議決いたしました交通安全対策特別委員会との連合審査会の開会日時につきましては、両委員長協議の上決定いたしますが、来たる七日月曜日午後二時から開会の予定でありますから、御了承ください。

○菅委員長 道路交通法の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高島修君。

○高島委員 ただいま御提案になりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げたいと存じます。

せっかく大臣がお見えでありますので、大臣に一点だけ御質問を申し上げたいと思うわけであります。

その問題点と申しますのは、さきの特別国会において道路交通法の改正が提案をされ、また今臨時国会において道路交通法のうち、特に公害に関する部分について改正の御提案があつて、さらにまた今後の通常国会においても、さらに細部にわたる道路交通法全般の改正が考えられているようでありました。今回の御提案の特に眼目となりますものは、自動車等の交通にかかわる公害の発生というものについての規制を行なわんとされておられるわけでありましかども、私は今日の、特にこの自動車交通の公害が発生しておる地点を考へてみますと、これはいずれも主として過密都市の問題であります。そこで、この過密都市における自動車交通公害というものをとらえて、これを車両の面からあるいは交通の方法、信号機等、いろいろなものをした非常に具体的な、かつまた手続的な方面でだけ現に発生してしまつておることを規制し

よりとされておるわけでありましかども、私は、ここで一番大きな問題になるのは、むしろ過密都市における交通体系そのものをもつと総合的に企画して、そして具体化をしていく手段というものがなく、今後都市における交通公害というものは一そう深刻になりこそすれ、今回の程度の改正ではとうていこれを阻止することはむずかしいのではないかと、このような感じを持っておるものであります。たとえば自動車非常混雑をしてくるから交通を規制しなければならぬ、あるいは信号機の動かし方をコントロールしなければならぬ、あるいはまた自動車が多すぎると押し込んでくることによって道路が狭隘になるから電車を撤去しなければならぬ、あるいは道路の拡張をしなければならぬ、さらにはまた高速自動車道、自動車専用道路等をつくらなければならぬ、そういったことを警察は警察の分野で、あるいは建設省は建設省の分野で、さらにまた運輸省は運輸省の分野で、あるいはまた地下鉄等については一部地方自治体など、それぞれの分野でばらばらに交通行政をやつておる、そういうところに非常に大きな問題があるのではないかと、こう思ふのであります。したがって、建設省あたり、たとえば都市計画などを受けて持つておつて、全体的な都市の交通状況などについて一応担当しておるとは申しますけれども、たとえば鉄道、自動車などにまでかかわつて根本的な対策の樹立、あるいは都市の交通計画の作成、さらにはそれはひいては地域住民の生活状況、生活の態様にまでかかわることでありましかども、そういうことについての根本的な対策というものが考えられる機関が全然ないという感を深くするのであります。

そこで、幸いそういつた面については、大臣は非常にいろいろな観点でかわかりを持ってこられた大臣でありますから、この際、そうした都市の交通政策体系全般についての御所見と、さらにはまたこれをコントロールするところの機関などについての構想がありましたら、この際承りたい、これ一つであります、承りたいと思ひます。

○荒木国務大臣 確かにお説のとおり、交通公害対策の問題にしても、交通規制整理の問題にいたしましても、総合的に判断するような機構がないことがうらみとされるところかと思ひます。しかしながら、どうも道路管理機関ないしは国家公安委員会、地方公安委員会等々、それに関連する権限を持ったそれぞれの機関がありましても、それをビツクアップして一つの総合的な固定した機関をつくるということは、なかなか容易ではないのみならず、はたして実効をあげるかどうか疑問もございします。そこで、要するにそれぞれの機関が緊密な連絡をとつて万遺憾なきを期するというところに重点を置いて、運用の面で御指摘の課題に対処するほかにはなからうかと思ひわけでありま

す。そういうことで、特別の機関を設けるということは、構想としては考え得ることでありますけれども、なかなか実効があるまいというふう

に考えております。

○高島委員 せっかくの大臣の御答弁であります、これは今後の過密都市政策という面から考へても、非常に深刻な状況を「一そう呈してくることは明らかに想像されますので、今後の課題としてひとつお考え置きをいたしたい、このようにお願い申し上げる次第であります。

では大臣、お忙しかつたら、私の質問は大臣に對しましてはこれで終わりでありますから、どうぞ御退席いただいてけっこうです。

それでは担当の警察当局に對しまして、以下今回の改正の問題点などについて若干お尋ねをいたしたいと存じます。

まず第一条に、「道路の交通に起因する障害の防止」ということをお加へになつたわけでありますが、この「道路の交通に起因する障害」というものについて、私どもは感覚的には現実にあるということを承知いたしております。それから、マスコミその他地域住民の要望等として、たとえば東京における柳町交差点の問題でありますとか、いろいろこうした自動車交通にかかわる公害の発生ということが今日まで指摘はされてきておると

思うのでありますが、これを一体どの程度警察当局はその公害の所在というものを把握をされた上で今回の改正というものを考えになったのであるか、これが一つであります。

と申しますのは、この前の特別国会の際には、公害の防止に関する道路交通法の改正というもののについては、検討はされておるけれども、この次の段階で、各省とも連絡をとり、十分に案を練って提案をいたしたいというお考えであつたと思うのでありますが、その際のいわゆる交通公害の規制のしかたとしては、主として車両の構造などについてこれを規制するということが柱になつておつたのであります。ところがその後の今回の臨時国会開会に至るまでの経過の中で、その他の騒音でありますとか、大気汚染でありますとか、オキシダントでありますとか、硫酸ミストでありますとか、いろいろそういった問題が起つてまいりました。その関係で急遽ここに、当時考へられていたものとは別個のものが、その他の公害関係諸法令と関連して提案をされたという感じが深いのであります。そこで、このような規定を新たに設けられる限りは、公害そのものの発生状況というもののについての程度の確かなものをお持ちになつて、それをどのように規制をされようとするのかという、ある程度の意図がなければならぬと思つておりますが、その辺の内容について少し御説明を願ひたいと思ひます。

○片岡政府委員 元来、交通に起因する公害、たとえば大気汚染の防止をとりましても、発生源である個々の自動車の装置の問題、あるいは燃料のガソリンの問題というものが解決されれば、基本的には交通規制を必要としない状況が生ずるのであると、私も思ひます。問題の本質はそこにあると思ひますが、しかし、そのほかにはそのほかとして、一つの公害防止対策としての行政が行なわれていく。しかしその間に御指摘がございまして、柳町で鉛の公害の問題が発生し、あるいは光化学スモッグなり硫酸ミストの問題が社会的に取り上げられ、それ以前から、御承

知のとおり交通の滞渋しております交差点では一酸化炭素の問題がそれなりに議論されてまいりまして、現在私も、厚生行政関係で監視測定をいたしております測定地点の一酸化炭素の測定量、そういうものをも勘案しながら、やはり大きい意味の公害対策の一環としてそれが警察官に該当する場合、やむを得ざる措置としての、いわば対症療法としての交通規制の権限というものを明らかに公安委員会が持つていくことが望ましいのではないかと、そういう経過をたどりまして今回の法改正を御提案申し上げた次第でございます。

○高島委員 どうも交通公害の発生状況というのについて、現実にあるということとは私も承知をいたしております。騒音でありますとか大気汚染、振動など、苦情も相当出ておることもありますし、これの処理の必要に迫られておることも明白であります。その発生状況そのものが具体的に具体的にあまりの確に交通問題についてはな把握されておるのではないかと、いろいろ感も深くしておるものであります。そういうことからいたしまして、今回の改正をされて規制をされようとするけれども、はたしてその規制というものが的確に効果をあげるかどうかということについては、これはなかなか問題があるのじゃないかと思つております。

そこで、特に第二条第二十二号で、「交通公害」ということは、「大気汚染、騒音及び振動のうち総理府令・厚生省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」ということになつておるが、一体この総理府令・厚生省令で交通公害というもののについてはどの程度に取り上げられてきめられるのか。そこらの考え方が明確でない、項目だけがあつたけれども中身はないというところになりかねないという感じが深いのであります。特に振動というものについては規制をする基準というものは何もないというふうにも承知をしておるのであります。その点がどうなのか、あるいは大気汚染という点については、たとえば一酸化炭素、

それから亜硫酸ガスなどについては規制の基準を一応環境基準として考えておるようでありまして、そのほかのNO_xとかCO_xとかオキシダント等々については、環境基準などについてなお明確でないものが多いようでありまして、そういうものは、たとへばここでもって、いまの大気汚染などについての法律改正をやつてこゝで取り上げても、環境基準の定めのないものについては具体的に規制の対象になり得ないという問題があるのではないかと、そういうのであります。そこで、この内容についてもう少し的確に承知をいたしたい、こゝろ思ひわけでありまして。

○片岡政府委員 交通公害の防止をはかるためにいたします交通規制の基準は一体どんなことを考へておるのか、こういう御趣旨の御質問だと思ひますが、道路の交通に起因して生ずる交通公害をいたしましては、この法案にもございまして、そのうち大気汚染と騒音と振動を考へておる。公害対策基本法第九条に基づいて、いま御指摘のありました環境基準をつくることに予定されておるが、振動につきましては、御承知のように、公害基本法に基づいて環境基準というものの対象にはなつておりません。したがって、私どもとしては、政府の公害防止に関する施策の一環としてこの道交法による交通規制を考へておるわけでございますが、じゃ、いかなる定めをするか、いかなる基準を定めるかと申しますと、現在考へておるものは、すでにでき上がつていて環境基準につきましては、それを目安にして至急にきめていきたい、しかし、まだでき上がつていないものにつきましては、環境基準のでき上がり次第逐次交通規制の基準につきましても厚生当局と協議をしてきめてまいりたいと思つております。いま御指摘になりましたように、交通公害として問題になりますのは主としてCOであり、あるいは鉛の問題であり、あるいはCH₄、炭化水素の問題、ごく部分的ではございますけれどもNO_xの問題もございまして。そういう点につきましては、科学

的、客観的な基準のとれたものから逐次実施してまいりたいと思ひます。

○高島委員 ただいまの御説明を聞いておりますと、何かここでもって道路交通法の改正をやつて、せつかく公害の防止というものをひとつ頭にうたつて法律を制定しようとするにせよ、どうも中身が非常に薄く感じられるのであります。たとえば光化学スモッグなどについても、東京都内で、ばたばたと人が倒れるような事件が現実に起つておる。あるいはまた、柳町交差点における鉛公害問題でありますとか、われわれの身辺に現実にそういう問題が起つておつて、そういう事態に対処して道路交通法の改正までやろうとしておられるにしては、そういう問題についてのまだ具体的な環境基準の設定もできていない、したがつてそういうものを対象にした規制も行なれないということとすると、これは非常に大きな問題があるのじゃないかと思つております。

そこで、それじゃ一体、そういう問題については今後検討されるということでありまして、いつごろまでに大体そういうものについての目安がつけられるのか。あるいはもう目安をつけることが、そういうものについてはきつめて困難である、不可能であるというものもあつたらうと思つておる。それから、振動などについては基準がないということでありまして、一体それではその振動などについての基準を定めることができないのか、あるいは地域住民の苦情などというふうな、そういうことだけでもつてこれを規制をするのか、その辺についてのもう少し具体的な、明確なお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○片岡政府委員 先ほど申しましたように、一酸化炭素につきましては、すでに環境基準がございまして、したがって、これは法律施行までに交通規制基準は当然つくべきであり、つくつてまいりたいと思つております。

それから鉛につきましては、厚生省も急いでおるようございまして、これも現在暫定基準で

七

指導しておるようでございますし、これも環境基準ができました場合には、交通規制基準のほうも比較的早い機会にできてるのではなからうかと思ひます。

それから振動につきましては、これは私どものほうで、科学者あるいは技術者あるいは学識経験者といろいろ御相談しまして、何らかの客観的なものさしを急ぎつくつていきたいと思つております。現在、その程度のことでございます。

○高島委員 まあ、未然に防止しようという考え方でおきめになることありますから、けっこうだとは思ひますけれども、しかしどうも中身が少し浅いという感免れませんか、この肉づけについてはすみやかにおきめになって、せつかく法律改正をおやりになるその効果があるようにしていただきたいと思ひます。

そこで次に第九条の二項の中で「交通公害の防止を図るためやむを得ないと認めるときは、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により行なうことができる」という改正をされようとしておるわけですが、非常に具体的に、いろいろなトラブルが起る可能性があるのじゃないかという感じを持つております。たとえば進入禁止等の標示があるところ、あわせて警察官がそこで規制をしておるといふ場合は、当然運転者も納得するであらうし、けれども、またまた一時間前に通つたときには、そこは進入禁止でも何でもなかったところが、たとえばオキシダント公害とかその他COの濃度が非常に濃いつつておると、緊急にそこを交通ストップをしようとする。そういう場合に、何らそこには標示がないではないか。ただ警察官がそこにわかに張りつてやるといふことになる、そこに交通全体の混乱といふこととあわせて、運転者対取り締まりをするほうとの間にいろいろなトラブルが生ずるのじゃないか。あるいはまた入り口においては警察官は張りついておつたけれども、途中から他の小径路を経て入つた車については、この規制は

効果を発揮しない。そういうことからして、この規制を守らないで進入した者に対する罰則等の問題も当然出てくると思ひます。たとえば一方通行違反とか、あるいはまた通行禁止区域の車両乗り入れに対する違反といふことで、交通違反という問題も当然生じてくると思ひます。ですから、そういうことの基本的な点についてはどのようにお考えになりますか。

○片岡政府委員 その規定は、いま御指摘になりましたように、たとえば光化学スモッグのひどい汚染があったといったような緊急の事態に、標識を立ててその交通の乗り入れを、通行を禁止するといふいふものではないときに、いわば標識がわりに警察官の交通整理によつて処置をしたいという規定でございます。仰せのような問題も若干私も危惧しておりますけれども、できれば警察官の交通整理でなくて、移動式な標識でも持つていくようなこともあわせ考えましてトラブルが起らないように十分配慮してまいりたいと存じております。

○高島委員 他の法律との関連あるいは都道府県知事と公安委員会との関係については追つてわが党の委員からさらに質問があると思ひますが、この際でありますので、いまの大気汚染防止法の中で、第三章に「自動車排出ガスに係る許容限度等」といふことで、この測定については都道府県知事がこれを行なう。そして「都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする」といふふうに規定され、また第二十一条第二項においては「道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができ、この意見をふりて大気汚染防止法のほうでは規定をされておるのではありませんが、この「措置をとるべきことを要請する」とあるいはまた「意見を述べること」についてはこれを受け取るほうの側としてはどの程度にこの拘束力を考えるのかといふことが一点、私は非常に大きな問題だろうと思ひます。道路交通法のほうの百十条の二のほうにおいては、公安委員会側としては、都

道府県知事その他関係地方公共団体の長に対して「資料の提供を求めることができる」とあるいは「意見をきかなければならない」と、一項、二項でそれぞれ定めておられますが、この両方の関係を対比してみますと、知事のほうの要請権といふものに對する公安委員会の受け方といふものが、道路交通法のほうではどうも少し受け付けてどうするといふ受け方がちよつとあいまいといふか、非常に弱い感じがするのであります。事実いろいろ説明を聞きますと、都道府県が要請しても公安委員会は必ずしもその要請どおりに決定するものではない、諸般の交通事情等を考慮しながら慎重に検討して、これを独自の立場において定めるのだといふ、そういうふうな方針のようにも承つておる向きもあるものであります。その辺の關係については、担当者として具体的にどのようにお考えになつておるかといふことを承りたいと思ひます。

○片岡政府委員 大気汚染防止法の二十条に基づきまして、自動車排出ガスの濃度の測定は知事の義務になつております。そういう交差点等がありまして、自動車非常な渋滞をして、そのために大気が汚染をしていふような、そういう地点については、知事が常時測定網を置きまして、そこで測定をしていふ仕組みになつております。その測定をいたしておりました場合に、ある一定限度以上大気が汚染した場合に、知事のほうから公安委員会に通報があるものと私も解しておりました。私どものほうは行政効率の見地から独自の大気汚染測定網を持つておられておりましたので、知事と公安委員会という役所の關係でございますから、常時密接な連絡をして、知事の測定したデータをもつて、私どものほうではそのデータを見ながら、ある一定限度に達した、規制値に達した場合に交通規制を実施していく。もちろんその場合一番問題になりますのは、迂回路がございましたら車を散らすこともできましよう。私も一番心配いたしておりましたのは、それが幹線道路であつて、その車を全部シャットアウトするといふことが非常に困難だ、信号機を設置し

ても整理し切れない、大気汚染の限度を減らし得ないといふような場合に、知事から何とかしてこれという要請がありまして、場合によつては直ちにできない場合もあるのではないかと心配を若干持つております。ただCOの場合につきましては、交通が渋滞してそのために起るというのが基本的な考え方の方でございまして、交通を円滑にさばっていくといふ、特に自動感應信号機その他によりまして交通渋滞をなくすといふ円滑のための処理が、同時に大気汚染防止のための処理にもなるのではないかと、できるだけそういう手を打つてやつていきたいと思つております。

○高島委員 この大気汚染防止法のほうで、都道府県公安委員会に対して措置をとるべきことを要請するものとすると、片方は法律でうたわれておるわけでありまして、この要請に対する公安委員会の答へ方といふものは、これだけの法律に基づいた権限のある要請に対しては、これを的確に受けて立つといふことでなければ、法律でせつかく知事の要請権を認めた効果があつてこないといふことになると思ひます。そこで具体的には都道府県知事と担当の公安委員会なり警察当局が密接な連絡をとりながら、そういう具体的な行政の作用としては、そういう要請が出た場合には公安委員会は受けて立つのだといふことになると思ひますけれども、その辺について、心がまえの問題だとは思ひますけれども、要請権は片方の法律では認められた、しかしその要請に対して具体的な措置は問題があるからとられないのだといふことでは、法律は骨抜きになつてしまふといふふうには私は思ひますが、その点をもう一回お尋ねしたい。

○片岡政府委員 私の申し上げたいと思つておりますのは、公安委員会は知事のほうから常時データをもらつて、要請を待たずともそういう必要が生じたときにはみずから責任においてやつていくくらの気がまえでおります。ただし、かりに測定結果が私どものほうに到達しなかつたり何ら

構造基準にしなければならないというよりなこと
も考えてはおられるようであります。たとえば
追い越し禁止のところならば、追い越しのできな
いような道路構造にすれば、追い越しは具体的に
行なわれない。それと同じことで、公害が発生す
る地点、たとえば柳町の交差点などにおいてCO
なり鉛なりの濃度が非常に濃厚であるとするなら
ば、その地点における道路構造をこういふふうに
変えてもらわなければ困りますよということ、
公安委員会側にもそういった要請権というものを
具体的に認めるということはどうであるか。現実
的にはそういうことは話し合ってやっておられる

とは思いますが、そういうお考えはないかということをお最後に承りたいと思います。

○片岡政府委員 仰せのとおりの問題が存在すると思ひます。また、現実にはよく連絡もとりましますし、公文書でもって知事に、あるいはその他の道路管理者に要請をしている場合もございます。ただ、それを法上の問題として規定していくという問題につきましては、今後検討させていただきます。

○高島委員 では終わります。

○菅委員長 次回は、明四日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十九分散会